

令和3年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和3年8月22日（日）
【開会】 10時00分
【閉会】 11時23分
【場所】 川崎市総合教育センター 第1研修室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 高橋 美里	委員 岩切 貴乃
委員 石井 孝	委員 田中 雅文

【出席職員】

教育次長 石井 宏之
総務部長 森 有作
学校教育部長 大島 直樹
総合教育センター所長 佐藤 公孝
庶務課長 日笠 健二
庶務課担当課長 瀬川 裕

指導課長 細見 勝典
指導課担当課長 五味 博
指導課担当課長 岩丸 和則
指導課担当課長 高山 深紀世
指導課係長 小川 大輔
総合教育センター総務室長 小嶋 健司
カリキュラムセンター室長 辰口 直美

カリキュラムセンター担当課長 宮嶋 俊哲
カリキュラムセンター指導主事 鈴木 正博
カリキュラムセンター指導主事 伊藤 悦子
カリキュラムセンター指導主事 石井 芳宏
カリキュラムセンター指導主事 川城 晴奈
カリキュラムセンター指導主事 山中 美奈子

調査・委員会担当係長 長谷山 大介
書記 畑山 拓登

【署名人】

委員 田中 雅文

委員 高橋 美里

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、10時00分から12時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 54名）

【小田嶋教育長】

本日は、令和3年7月13日の教育委員会定例会にて、「川崎市教育委員会会議規則」及び「川崎市教育委員会傍聴人規則」に基づき、傍聴人の定員を62人といたしましたが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、「川崎市教育委員会傍聴人規則」により、傍聴する際は、議事に対し批評を加え、または可否の表明や会議の円滑な進行を妨げるような行為は禁止されております。このような行為が見られた場合には、退室していただきますので、御了承ください。

また、ロビーにて傍聴する方につきましても「川崎市教育委員会傍聴人規則」の規定に従って傍聴いただきますよう御協力をお願いいたします。

また、報道機関より撮影などの申出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、撮影などの許可をしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報道機関に限り、ただいまから議事事項に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、会議中の撮影などの許可をいたします。

4 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

田中委員と高橋委員にお願いいたします。

令和4年度使用教科用図書の採択までの経過・採択について

【小田嶋教育長】

議事に入ります前に、教科用図書の採択までの経過等について確認したいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

【細見指導課長】

それでは、初めに、令和3年4月27日に御承認いただきました「令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針」について、再度、簡単に御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

「2 採択の基本的な考え方」の「(1) 採択の権限」でございますが、2行目、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に実施いたします。

次に、「(2) 採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和4年度に使用する教科用図書を採択いたします。また、採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級におきましては、下段の枠内の※4にございますように、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものといたします。

資料を1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。

「(3) 教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行ったものでございます。

資料を1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。

「3 教科用図書の調査審議」の「(5) 調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の五つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

資料を1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。

1点目は、「学習指導要領との関連」、2点目は、「編集の趣旨と工夫」、以下、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。

資料を1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。

「4 教科用図書の採択手順」でございます。(2) 中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書につきましては、8ページのフロー図①をごらんください。こちらのフロー図①は、中学校における教科用図書の採択手順を示しております。

今年度、中学校の教科用図書につきましては、社会科歴史的分野において、自由社の「新しい歴史教科書」が、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、社会科歴史的分野においてのみ改めて採択を行うことを、4月27日開催の教育委員会臨時会で方針として決定し、当該フロー図のとおり進めてまいりました。

なお、高等学校、並びに特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、9ページと10ページにフロー図を示してございますので、適宜御確認いただければと存じます。

次に、これまでの調査研究、審議の経過について御説明いたしますので、11ページの「採択スケジュール」をごらんください。

初めに、本年4月27日の教育委員会会議におきまして、採択方針、採択に係る諮問について御審議いただきました。

これを受けまして、5月13日に第1回川崎市教科用図書選定審議会を開催いたしました。また、調査研究会でございますが、こちらは中学校の調査研究会、高等学校の調査研究会等をそれぞれ実施し、それぞれの研究会において教科用図書の調査研究を行いました。

6月11日から8月4日にかけては、広く市民の方々に教科用図書をごらんいただくため、総合教育センターなど8会場におきまして教科用図書展示会を開催し、315件の意見を頂いたところでございます。

5月13日、7月19日には、教科用図書選定審議会を開催いたしまして、調査研究会の報告を参考に、教科用図書の審議を行いました。また、審議結果につきましては、教育委員会へ答申したところでございます。

次に、12ページをごらんください。こちらは、先ほど御説明いたしました、教科用図書展示会の来場者数及び各会場で頂いた意見の件数をまとめたものでございます。

以上が、これまでの教科用図書採択に係る経過報告でございます。

一方、既に教育委員の皆様には、お忙しい中、教科用図書に何度も目を通していただいているところでございます。

また、教科用図書選定審議会からの答申や審議会内で出ました意見、各学校からの報告を取りまとめた調査研究報告書、全ての教科用図書に関する調査研究報告書及び教科用図書展示会アンケートにつきましても、事前に十分に参考にしていただいているところでございます。なお、アンケートにつきましては、内容を要約せずに、そのままの形でごらんいただいております。

本日は、小学校の教科用図書の採択に始まり、中学校の教科用図書、川崎高等学校附属中学校の教科用図書、高等学校の教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の順で、採択をお願いしたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま、教科用図書採択方針に基づいた採択手順を確認いたしました。

採択手順について、何か御質問や御意見はございますでしょうか。

【各委員】

<なし>

【小田嶋教育長】

それでは、今、御説明ありましたように、小学校教科用図書から順に採択を行うことといたします。

本日は、先ほどの説明や審議会答申書、調査研究報告書等を踏まえ、教育委員会独自の視点で審議し、教育委員会がその責任と権限の下、教科用図書を採択してまいります。

審議に入る前に、昨年度の採択に際しましても、皆さんで共有した三つの点につきまして、今回、新しく田中委員も入っていますので、改めて確認したいと思います。

新指導要領が昨年度から小学校で全面実施、今年度は中学校で全面実施となっておりますが、新型コロナウイルスの影響が大きい中で、また、GIGAスクール構想もスタートし、時代の変化に対応していくため、学校の在り方や学習、指導のあり方も大きく変わっていくことが予想されています。

今回の改定の大きな柱であります、主体的、対話的な深い学び、これも今後は対面での授業と家庭での活用も含めたGIGA端末を用いた学習とのベストミックスの中で、それを模索していくことになると思いますが、昨年度審査した中学校の新しい教科書では、まだそのような状況変化への対応は十分になされていないというのが現状であったと思います。

それでも、ほとんどの中学校の教科書にQRコードが採用されていて、その内容と、また教科の特性によっては一人1台端末によって、学習を充実させる大きなポイントになるであろうということ、このことを昨年1点目として確認いたしました。

また、新指導要領に対応した学習指導の充実には、十分な時間をかけていく必要がございますが、教員の仕事の進め方・働き方改革の観点からは、今までに使い慣れている教科書が変わることによる教員の負担増という視点も考慮する必要があることから、これまでの教材研究や教科研究の成果や、指導やプリント等も新指導要領に合わせて改善を図りながら活用していくためにも、現行の教科書の継続という視点も必要だと考えるし、現場からもそういう声が聞こえてきたということ、これを2点目として確認いたしました。

そして、3点目として、特に社会科の教科書に関しては、昨年6月の請願審査の際にも話題としましたが、主権者教育の重要性を鑑みて、どの教科書を使うにしても指導する教員が政治的中立性を保つことを十分に意識すること。そして、生徒が多面的、多角的な視点を持って政治的教養を高めていくために、社会的事象がバランスよく配置され、多様な考えが引き出されることを大切にしていきたいということ。これが3点目です。

このような3点につきまして、今回改めてこの場で共有したいと思いますが、各委員から特に考えがございましたら発言をお願いしたいと思います。

高橋委員。

【高橋委員】

この3点について、昨年度同様と異議はないですし、それから同様の意見は、各審議会の話合いの内容も伺っておりますが、その審議会の中でも出ていたというふうに思っております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

今回も各委員には、時間をかけて丁寧に中学校で言いますと、自由社の教科書を研究してもらっていますし、アンケートにも目を通していただいています。

また、高校につきましても、歴史総合の教科書が話題になっている面もありますが、学習指導要領の改訂を受けまして、ほかにも新しい教科ができたり、各教科書もかなり大きく変わっていますので、各委員には高校の学習の変化という視点からも幾つかの教科書について、その変化を見ていただいています。

これからの各審議においては、そのような各自の調査研究の内容も含めながら、各委員から発言をお願いしたいと思います。

5 議事事項

議案第15号 令和4年度使用小学校教科用図書の採択について

【小田嶋教育長】

それでは、議事に入ります。

議案第15号「令和4年度使用小学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【細見指導課長】

それでは、議案第15号「令和4年度使用小学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

小学校につきましては、令和4年度使用教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられておりますが、毎年、採択を実施することとされているため、採択を行うものでございます。

このため、本年度におきましては、現在使用している教科用図書と同一のもので採択を行うことについて、令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針において定めたものでございます。

なお、令和4年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

審議前に、私から申し上げることを一つ忘れておりましたので、ここで申し上げさせていただきます。報道機関の皆様方におかれましては、撮影はここまでというふうにさせていただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

ただいまの指導課長の説明では、令和4年度使用小学校教科用図書は、法律に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することになるとのことでした。

何か御質問等ございますでしょうか。

では、よろしいですか。

それでは、議案第15号は議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第15号は議案書の一覧表のとおり採択いたします。

議案第16号 令和4年度使用中学校教科用図書の採択について

【小田嶋教育長】

次に、議案第16号「令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【細見指導課長】

それでは、議案第16号「令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

議案書の表紙を1枚おめくりください。先ほど御説明いたしましたとおり、社会科歴史的分野においてのみ改めて採択を行うことになっておりますので、調査研究につきましては、社会科歴史的分野のみ行うこととし、調査方法につきましては、昨年度の教科用図書採択の際に、十分な調査研究と審議が行われて現在使用している教科用図書が採択されている点を考慮し、現在使用している教科用図書と新たに検定を通った教科用図書を比較する形で行いました。

資料といたしましては、3種類の資料をお配りしております。資料1は、教科用図書選定審議会が教科用図書の内容を審議し、取りまとめた審議結果でございます。資料2は、川崎の子どもが学習を進めていく上での視点でございます。資料3は、調査研究会からの調査研究報告でございます。調査研究報告書⑥は、調査研究会による全ての教科用図書に関する報告書でございます。⑤は各学校からの報告を取りまとめた報告書でございます。なお、⑥、⑤につきましては、先ほど御説明いたしました採択方針の資料8ページでございます、フロー図①に記載されている丸数字に対応した資料となっております。当該資料につきましては、事前に教育委員の皆様へお配りし、採択に当たっての参考資料として、活用されているものでございます。

その他の教科につきましては、令和4年度使用教科用図書は、小学校と同様に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられており、現在使用している教科用図書と同一のもので採択を行うことについて、令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針において定めたものでございます。

なお、令和4年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま説明がありましたように、社会科歴史的分野のみ改めて採択を行い、そのほかの教科につきましても、法律に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することになるとのことでした。資料につきましても、これまで委員の皆様方には、教科用図書の調査研究の過程で十分にごらんいただいているかなというふうに思います。

中学校社会科の採択につきましても、アンケートでもいろいろな御意見がありまして、参考にさせていただいていることと思います。また、4月27日の教育委員会でも議論しましたが、全ての教科書を公平公正に審議するという観点と、学校現場になるべく負担をかけないような工夫をするという、そういう点を皆さんで確認いたしました。現行の教育出版の教科書を採択した際の各委員さんが重視した観点で、自由社の教科書を比較するという、そういう形の審議になるかなというふうに思います。

それでは、発言をお願いいたします。

高橋委員。

【高橋委員】

まず、アンケートについてですが、今年もたくさんの方々には展示会に来ていただいて、また、アンケートにも回答していただいたことについてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

その中で、展示会の開催について毎年いろいろな工夫を重ねてきているわけですがけれども、御評価いただく声を頂戴しております。今後も、様々な工夫を重ねながら、展示会を続けていっていただきたいなというふうに思います。

また、展示会について、たまたま通りかかったので入ったというようなお声もあって、もう少し広報してほしいということでしたので、今もホームページ、市政だより、教育委員会だよりなどで広報していただいていることは承知しているのですが、もしもっと効果的な方法があれば、来年度以降、検討いただければと思います。

では、教科書について幾つか発言します。

資料2の川崎の子どもが学習を進めていく上での三つの視点というところから、私は二つの教科書を比較いたしました。

まず、歴史的事象について関心を持ち、我が国の歴史の大きな流れを理解し、歴史に関する様々な情報を効果的に調べ、まとめる技能を習得することに適した内容、構成であることについてです。

教育出版は、各章の導入に3ページを割いています。扉でキャラクターが効果的な問いかけを行い、その次の見開きで、人々の暮らしや社会を考えさせるという構成で、丁寧に子どもたちの関心を高める工夫がされていると感じました。また、見開きの各授業単位のタイトルも子どもたちの興味を引くように工夫されていると感じました。大きな流れの理解については、各章末に掲載された年表が大変分かりやすく、昨年度もそのことについては意見を言いました。また、調べ学習については第1章、「歴史の捉え方、調べ方」や「歴史の技」コーナー、「身近な地域の歴史を調べよう」という特設ページが情報を効果的に調べてまとめる技能の習得を助けてくれると思います。また、地域のことを調べようという課題設定が教材としても使いやすいのではないかと感じました。

自由社は、導入ページが1ページで、資料が掲載されているのですが、その章でどのような学習が行われているかにつながるようなページにちょっとないのかなというところが残念でした。また、人物紹介も、2章以降は名前が並んでいるだけになってしまって、どうやって導入に使うのかなと思いました。章末のまとめ図の年表は、政治的な事象はすごくよくまとまっていたのですが、文化や人々の生活についての記述がありませんでした。調べ学習については、調べた結果例は丁寧に書かれているのですが、どうやって調べたり、まとめたりするのかという部分が少ないなということと、取り上げているテーマで江戸のまちの散策など、ちょっと取り扱いきくいものがあるのかなと感じました。

次に、課題を追求、解決する活動を通して、歴史的事象の特色等を多面的、多角的に考え、選択判断したり、表現したりする力を育成することに適した内容、構成等であることについてです。

教育出版は、章、節、授業単位で課題が設定されています。昨年度に様々な教科書と比較しても、歴史的な出来事がフラットにバランスよく書かれている印象で、キャラクターも効果的に問いかけをしています。章末の各時代の特色をまとめる課題では、新聞づくり、表の作成、特色のウェビングなど様々な手法が取られていると思いました。

自由社は、授業単位での課題は設定されていますが、章や節といった大きな固まりでの課題設定はされていません。また、キャラクターのせりふや文章中に主観的な表現が散見され、各章末の対話とまとめ図のページは、子どもたちが対話をするのではなく、執筆者の考えた対話を読むだけなので、子どもたちが多面的、多角的に捉えることに制限がかかってしまうのではないかと思います。

持続可能な共生社会を目指し、我が国の歴史への愛情や国民としての自覚を深め、歴史を尊重する精神を養うことに適した内容、構成であることについてです。

教育出版については、282、283ページの最後の見開きで、持続可能な共生社会の構築に必要な多様性の尊重、環境問題への対応、平和への取組などが世界との関係も含めて、しっかりと書かれていますし、289ページの歴史学習の終わりも未来志向のまとめ課題となっています。「身近な地域の歴史を調べよう」では、歴史を身近に感じることで地域や国への愛情が深まるのではないかと思います。

自由社は、持続可能な共生社会といった未来志向の視点がちょっと少ないように感じました。

最後の「21世紀の日本の針路」という授業のところは、正直、ちょっとどういう日本の針路なのかなというのがよく分からなかったです。日本のよいところや人物をコラムで取り上げているのは、子どもたちにとっても分かりやすく、我が国やその歴史への愛情が深まりやすいと思いますが、一方で執筆者の主観がかなり入った表現もあったように感じました。教材として取り上げるときには、多角的、多面的な観点を付け加えて扱う必要があるのかなと思いました。

そのほかに、ジェンダー平等の観点から一つ感じたことがあります。自由社の人物コラムは10個ありましたが、女性は「世界を驚かせた日本人、東日本大震災」で触れられた女性一人でした。また、各章の導入ページで紹介された人物の中で、女性は第1章の清少納言と紫式部だけでした。天照大神は実在の人物ではないので、カウントはしていません。全体としては、女性に関する記述量は教育出版と変わらないと思いますが、人物をピックアップするときには、やはりジェンダーバランスに配慮していただきたいなと強く感じました。

以上の点から、私は現行の教育出版が川崎の子どもたちにふさわしいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

川崎の子どもが学習を進めていく上での視点、三つの視点を中心に二つの教科書を比べていただいて、結論としては教育出版、現行のままでいいのではないかという御意見でした。

ほかの委員の方、いかがでしょう。

田中委員、お願いします。

【田中委員】

よろしく願いいたします。

今、高橋委員が非常に体系的、論理的に御説明いただきましたので、私のほうでは、その中の一部分、少し強調したい点だけ申し上げます。

今の新しい学習指導要領では、持続可能な社会の造り手を育てることが強調されております。それは川崎市の、今、高橋委員が説明された資料2の3番目、持続可能な共生社会とつながる問題だと考えております。

今、高橋委員もお話になりましたけれども、歴史学習の「おわりに」のところで、かなりその参考になるようなことが盛り込まれていると思っております。特に、今、国際的に非常に重要となっておりますSDGsについて、その目標を具体的に示しているのです、これは新学習指導要領の考え方に沿った授業を先生方が行おうとする際に、とても使いやすいのではないかと考えました。

このようなことから、教育出版の教科書のほうが優れていると思っております。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

田中委員も教育出版のほうを推すということでございました。

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

僕のほうでは、小学校での学習内容との関連づけということで、その歴史の導入というところに注目をしました。教育出版では、歴史すごろくにチャレンジしようと題して、小学校での学習を振り返ることから始めていまして、クイズ形式の年表を作ることで歴史の流れが捉えられると。歴史を大きな流れで捉えるということでは、時代スケール、こういったものも非常に重要と思いますが、教育出版では左ページ、学習課題の上に統一されて掲載されていまして、こちらのほうが見やすいと感じました。

それから、章のまとめの工夫では、自由社は自分の考えを伝え合う活動ができるように、章末に時代の特徴を考えるページを掲載しています。

教育出版では、章末で学習のまとめと表現で歴史を時代の移り変わりを確かめて、大きな流れでつかめるように見開き2ページを当てて大きい年表や地図を掲載して、時代の特徴を説明するコーナーを設ける構成にしていまして、非常によい取組ではないかなというふうに感じました。

また、事例地ということでは、両社ともそれぞれ載せてあるのですが、教育出版のほうでは、「身近な地域の歴史を調べよう」のページで、未来に向かって歩み続ける川崎市を事例地として2ページにわたって取り上げており、歴史を身近に感じて学習できるという点ではとてもよいというふうに思いました。

以上の点も考えまして、教育出版のほうがよくないのかなと思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

小学校とのつながり、歴史の導入、また事例地の取上げ方等の観点から教育出版ということでした。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

先ほど高橋委員のほうから、体系的に御説明がありましたので、重複は避けたいと思いますけれども、教育出版は昨年度も検討いたしましたけれども、特に川崎の場合には外国つながりの子どもたちが多い中で、日本人の子どもたちだけではなく、国際的な視野を深めながらという視点でも優れているというふうに判断いたしました。

私も、そういう意味では教育出版のほうを採択したいというふうに思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

岡田委員はいかがでしょう。

【岡田委員】

結論から申し上げまして、私も教育出版がいいというふうに思います。各委員が御説明くださいましたことに、さらに付け加えさせていただきますと、主体的、対話的で深い学びに関わる構成ということを考えたときに、それからGIGAスクール構想がこれからさらに進んでいくということを踏まえたときに、教育出版が出しています取上げ方とか、または二次元コード、またはURLを掲載している点等も私はとてもいいなというふうに思いました。

さらに、最初の段階で私どもの採択に関しての共通理解を三つ、教育長のほうから御説明くださいましたけれども、現行教科書の継続という視点も必要ではないかという、全くそのとおりだと思います、そういう視点からも教育出版がよいというふうに考えました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

皆さん、現行の教育出版ということでもございました。

私も結論的には、同じ考えでございます。昨年の審議の中で、皆様から御指摘あったような点ですとか、あと、私が去年重視したのは、新指導要領のすごく大きなポイントになっていますが、

歴史的な見方、考え方、その示し方が非常に分かりやすいということですか、あと、時代と時代のつながりの部分で、まとめの最後のところですね、教育出版は、「時代の変化に注目しよう」というコーナーが必ず入って入っていて、それが次の時代への橋渡しになっている。非常にそういう作りが効果的だということで、去年、意見を述べさせていただきましたが、そういった幾つかの点において、やはり自由社よりも教育出版が勝っているというふうに考えています。

あと、自由社の教科書で一つ気になったのが、教科書を開けてすぐのところ「あなたのクラスのみんなの共通の御先祖」という表現がありまして、先ほど岩切委員からもありましたように、今の川崎の教室の中には外国籍の子、外国とのつながりのある子がたくさんいる、そういう状況の中で、もちろん先人や先祖を敬う心というのは大切だというふうに私も考えますが、そういった表現が川崎の教室には不適切かなというふうに感じました。

そういうことも含めて、私も教育出版でいいかなというふうに思っています。

それでは、各委員からの御意見を踏まえ、取りまとめたいと思いますが、議案第16号は、社会科歴史的分野については、教育出版を採択することとし、これ以外は議案書の一覧のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第16号は、そのように採択いたします。

議案第17号 令和4年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について

【小田嶋教育長】

次に、議案第17号「令和4年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【細見指導課長】

それでは、議案第17号「令和4年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

川崎高等学校附属中学校の教科用図書につきましては、公立の中学校で学校教育法第71条の規定により、高等学校における教育と一貫した教育を施すものについては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、採択地区とは別に、学校ごとに、種目ごとに採択を行うものと規定されておりますので、議案第16号とは別に採択を実施いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明では、川崎高等学校附属中学校における令和4年度使用教科用図書は法律に基づきまして、採択地区とは別に、学校ごと、種目ごとに教科用図書を採択することとござい

ました。

それでは、御意見等ございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、議案第17号は、議案第16号の令和4年度使用中学校教科用図書の採択と同様の教科用図書を採択することによろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

議案第17号の採択結果につきましては、先ほどの議案第16号と同じものとなりますので、省略させていただきます。

議案第18号 令和4年度使用高等学校教科用図書の採択について

【小田嶋教育長】

次に、議案第18号「令和4年度使用高等学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【細見指導課長】

それでは、議案第18号「令和4年度使用高等学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

高等学校の教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の適用を受けないため、学校が教科用図書目録に登載されたものの中から、毎年度、使用する教科用図書を選定しております。

初めに、議案第18号資料1の「令和4年度使用教科用図書採択の観点（高等学校）」をごらんください。こちらは、各学校に設置され、教科ごとに全ての教員で構成された校内調査研究会において、各学校の学校目標や教育方針等に即し、各教科の「教科目標」や「育成したい資質能力」などを示したものでございまして、この採択の観点に基づいて各学校の特色や実態に応じた使用教科用図書採択候補の検討が行われております。

次に、議案第18号「令和4年度使用教科用図書採択候補一覧（高等学校）」をごらんください。こちらは、校内調査研究会におきまして、選定候補として調査研究した調査結果報告書及び各学校で教科ごとに選任された教員で構成される調査研究会で作成した調査研究報告書を基に、学校長を長とした校内採択候補検討委員会において作成されたものでございます。複数の教科用図書の中から、採択候補の教科用図書に○印をつけたものとなっております。

いずれの資料につきましても、教科用図書選定審議会において審議され、最終的に教育委員会において、高等学校で使用する教科用図書の採択を行うこととしております。

以上、議案第18号につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

今、説明にありましたように、高等学校の教科用図書につきましては、毎年度、学校が教科用図書目録に登録されたものの中から採択候補を複数選定し、その中の一つに○印をつけて候補を示しております。

基本的には、その候補を採択していくこととなりますが、今までの請願審査の場でも皆さんの考えを聞いてまいりましたが、あくまでも教育委員会としての採択基準にのっとった上で、基本的に現場の考えを大切にしていくということを今までも何度か確認してまいりましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

また、審議会でもいろいろな意見が出ていましたが、それらを踏まえて、いかがでしょうか。
石井委員。

【石井委員】

教科用図書選定審議会の議事録等も見せていただきましたが、今おっしゃったように同様の意見が複数出ていたというふうに承知しておりますので、その旨で結構かと思えます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岡田委員。

【岡田委員】

私は、高等学校現場での教育経験がございますので、それらを踏まえた上でも申し上げたいのですが、川崎の教育が大事にしているもの、目指しているものという、その上に立って考えてほしいという意見もありました。

それらを踏まえて、現場の声を大事にしつつ、大切なのは歴史に限らず、どの教科書においても多面的、多角的な見方、考え方を育てること、それから多様性を認め合うことを十分に意識すること、それから、どの教科書を使うにしても、指導要領や教育プランが目指している学びが実現できるような指導の工夫、これがもっと必要だというふうに感じております。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

現場の声を大事にしつつも、しっかり工夫していただくような部分というのはあるのだというふうに思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

ちょっと事務局のほうに、私から質問させていただきますけど、各出版社が、その前に政府見解との関係で問題になっていまして、文科省が修正を求めたという動きがあったと思いますが、各出版社がどんなふうに対応しているのか、今まで私の知る限りで報道は特になかったかと思う

のですが、事務局で何か情報はありますか。

【細見指導課長】

7月の選定審議会におきましても同じような話が上がりましたが、その時点におきましても、現在におきましても、特に情報はございません。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

各出版社がどういうふうに対応するかということは不明でございますが、いずれにいたしましても、今回の採択は昨年度の教科書検定を経て、教科用図書目録に搭載された教科書の中から採択することになりますので、政府見解との関係で取り沙汰されている表現等の問題については、特にこの場で取り上げる必要はないものと考えておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

それでは、各高等学校が○印をつけて上げてきた教科書を認めていく方向ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

ほかに御意見、御質問はございますか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どの教科書を選ぶかということよりは、教科書を使いながらどういう授業を行うかということについての質問をしたいのですが、それでもよろしいでしょうか。

【小田嶋教育長】

はい、どうぞ。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

先ほどの意見の中でも申し上げましたけども、新学習指導要領の柱の一つが、持続可能な社会の創り手を育てるということです。

ただ、この持続可能な社会の創り手を育てるということは、単に教科書に沿って授業を行うと

ということでは、当然、限界がありますので、同じく新学習指導要領の考え方に沿った社会に開かれた教育課程という考え方の下で、時代即応的な資料とか映像、あるいは各テーマの下に活動しているNPOとかNGO、さらには専門的な人材などを活用しながら進めていく必要があると考えます。

しかし、実際に個々の先生方は非常に多忙であったり、そのような分野に関する基礎的な知識とかネットワークを有したりしているわけではないと思うのです。そのようなことを考えますと、教育委員会として、それらに関する的確な情報提供とか、それから必要な資源の整備、さらには人材とか団体の紹介などを行っていくことが必要になってくると思われまます。

そうなりますと、学校教育の行政だけではなくて社会教育の行政とか、あるいは一般行政との連携も含めて、そういうバックアップ体制が必要になると思うのですが、その辺りは、川崎市においてはきちんと整えられているというふうに考えていいのでしょうか。質問です。お願いします。

【小田嶋教育長】

質問をいただきました。

事務局のほうで答えたいと思います。

【石井カリキュラムセンター指導主事】

回答させていただきます。

川崎市立高等学校各教科等研究協議会の総則・総合的な探究の時間部会において、各学校の担当者と新学習指導要領に対応した教育課程について研究を進めているところでございます。

また、総合的な探究の時間においては、例えば幸高校では、幸区役所の協力を得て地域の活性化について学習をしております。必要な情報につきましては、実践事例をまとめて各学校で共有しているところでございます。

今後、SDGsの視点を踏まえて、小学校や中学校との実践を共有しながら、社会教育行政や一般行政等との連携について情報共有を充実してまいります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

岩切委員、お願いします。

【岩切委員】

先ほどお話ございましたように、各高校が○印を上げてきたものを中心に話を進めていくということで構わないのですけれども、三つほどちょっとお願いがございます。

こちらのほうに示されております採択候補一覧ですが、これ、読み解くのに結構時間もかかって非常に難しいなと思ったものですから、この見方をちょっと簡単に説明していただきたいというのが一つ。

それから、2点目が、今回の学習指導要領の中で結構変わっている部分というのが多かったかと思うのですね。そこをちょっと具体的に教えていただけたらなど。例えば、この教科でこういうことだということをおさらいというか、していただけたらと思います。

それから資料の中に第1部、第2部とあるのですが、この第1部、第2部、学年のようにも見えるのですが、2部のところに2、3と何か複数学科に入っていますので、ここの説明をちょっといただけたらと思います。

以上、3点お願いいたします。

【小田嶋教育長】

3点、質問を頂きました。

私も先ほど申し上げましたように、皆さん、学習指導要領の改訂に伴って新しい教科等ができていくということで、そういう視点でいろいろな教科書を見ていただいていると思いますので、この後、そういった感想ですとか、また、高校教育に対する期待、そういったことなんかも少し御意見を伺いたいと思いますので、そういった意味でも、今、質問三つ、お答えいただければというふうに思います。

【山中カリキュラムセンター指導主事】

川崎市立高等学校は、全日制4校、定時制1校が複数の学科を設置しております。そのため、学科の特性や育成したい資質・能力などから、同じ科目であっても学科によっては使用教科用図書を変えることがございます。また、同じ学科であっても、文系や理系の選択等によって使用教科用図書を変えている場合もございます。

例えば、国語の使用教科用図書について、川崎高校全日制では、1ページを見ていただきますと、普通科と専門学科とでは採択候補が異なっております。普通科の生徒は附属中学より進級し、大学受験を想定した教科用図書を採択候補としております。それに対し、生活科学科や福祉科の生徒は高校から入学し、専門学科の特色をいかした学習をするための教科用図書を採択候補としております。

一方、複数学科でも同一の教科用図書を採択候補とする場合がございます。幸高校の全日制、川崎総合科学高校の全日制、橘高校の全日制、こちらにおきましては、教科で目指す方向性を各学科で同一に考え、複数学科においても同一の教科用図書を採択候補としております。

では、1ページのところをまたお開きください。一番上のところに「第1部」とあります。高等学校では、新学習指導要領が令和4年度から年次実施され、教科や科目の編成が変わっております。「第1部」は新学習指導要領に対応した教科用図書で、令和4年度の第1学年の生徒が使用するものでございます。

新しく設定された科目について、少し説明させていただきます。

1ページの教科書名の欄をごらんください。現行の学習指導要領での「国語総合」が、1番目から5番目までにあります「現代の国語」と、その下の6番目から9番目までにあります「言語文化」に変わります。「現代の国語」は、実社会において国語による諸活動に必要な資質・能力の育成を目指す科目です。また、「言語文化」は、上代から近現代に受け継がれてきた我が国の言語文化の理解を深める科目です。

このほかにも、地理歴史科では、現代の地理的な諸課題を考察する「地理総合」と世界と其中における日本を幅広く相互的な視野から捉え近現代の歴史を学ぶ「歴史総合」が新設されました。また、公民科につきましては、現実社会の諸課題の解決に向け、自立した主体として他者と協働しつつ、国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む「公共」

が新設されました。家庭科では、成年年齢引下げなどを踏まえ、契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する内容が充実するなど、消費者被害の未然防止に資する内容の充実が図られております。

9ページをお開きください。一番上のところに、「第2部」とあります。この「第2部」は、現行学習指導要領に対応した教科用図書で、令和4年度の第2学年以上の生徒が使用するものでございます。

【小田嶋教育長】

以上でよろしいですか。ありがとうございます。

高校の指導要領は、小学校・中学校と違って、年次進行ということで、今年度は新1年生が対象になって教科書も新しくなっているという、そういう捉え方で1部、2部というふうに表記されているということです。

ほかの新しい教科等の説明もございましたが、ほかに御質問等ございますか。

質問はよろしいでしょうか。

質問を含めても結構ですけど、先ほど言いましたように、新しく指導要領が変わるということで、高校にとって非常に大きなことなので、そういった視点で教科書をごらんいただいたの感想ですとか、また質問も含めてあれば少しお話を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

説明どうもありがとうございました。非常に分かりやすかったです。

幸高校の「第1部」のほうなのですが、理科の採択のところを見ますと、「物理基礎」が見当たらなかったのですけれども、これ、履修科目にないものなのかどうかをちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

【山中カリキュラムセンター指導主事】

お答えいたします。理科に関しましては、現行の学習指導要領も新学習指導要領も生徒が必ず履修すべき科目というのが決まっております。そちら、二つのパターンがございまして、一つは「科学と人間生活」という科目と、基礎科目を一つ、それを二つ必履修するというものです。

もう一つは、基礎科目が四つございます。「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、こちらの四つの基礎科目の中から三つを選択するというものになっております。こちらは、どの基礎科目を選択するかは各学校の特色に合わせて教育課程で決めておりますので、物理基礎を必ず履修しなければいけないというものではございません。

以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかに感想、御意見等いかがでしょう。

高橋委員。

【高橋委員】

まず、感想ですけれども、学校さんによって昨年度の採択教科書と比較すると、出版社が変わっているところも結構あったり、また新しい指導要領に対応して、学習学年が変更になったりしていて、各学校で新しい指導要領に対してよく検討して対応していただいているんだなというふうに感じました。

質問がありまして、採択一覧表について4点あります。ちょっと細かい話にはなるのですが、採択漏れがないようにするための確認です。

まず、3ページの「数Ⅱ」の候補に○印がついていないのですけれども、これはどういうことでしょうか。

それから、7ページ、8ページの「家庭科」と「情報Ⅰ」に1年生普通科というのがないのは、普通科の1年生は履修しないということでしょうか。

それから、10ページ、11ページの社会と数学について、購入学年が2、3と書かれています。この記述だと、ほかの科目から想像すると、普通科、生活科、福祉科の全学科の2年生、3年生で使われるように理解できるのですけれども、表を見るとちょっと違うのかなと思うので、その説明をお願いします。もし、それぞれ別々の科のものであれば、来年度からは「2普」とか「2生」とか「2福」とか、学科の名前が分かるように明記してください。

それから、20ページの幸高校の1部に「家庭科」がないのですが、これは1年生で履修しないということでしょうか。

以上4点です。お願いします。

【小田嶋教育長】

4点ありました。では、一つずつ、3ページの部分ですね。「数学Ⅱ」についての説明、お願いいたします。

【山中カリキュラムセンター指導主事】

お答えします。まず、3ページなのですが、「数学Ⅱ」を3点、一応、調査研究はしておりますが、川崎高校は令和4年度の入学生からは2年生で「数学Ⅱ」を履修いたしますので、こちらは○印がなくても大丈夫ということで、採択漏れではございません。

【小田嶋教育長】

続いて、7ページのところです。ね。「家庭科」だと思いますけど。

【山中カリキュラムセンター指導主事】

7ページの「家庭科」と「情報」が載っておりますが、川崎高校の普通科の生徒につきましては「家庭科」と「情報」は2年生以上で履修するということですので、来年の1年生での履修はないということで載っておりません。

【小田嶋教育長】

あと、11ページ、購入学年のことがございましたが。

【山中カリキュラムセンター指導主事】

来年度からは、「2福」と書くというところは承りました。

では、今年書かれているものところですが、まず、10ページの上の山川の世界史Aの316ですが、これは2年の生活科学科、福祉科、「生」、「福」が入ります。また、上から4番目の山川の日A314ですが、こちらは3年生の生活と福祉科の生徒です。真ん中ぐらいに行きまして、山川の日B309ですが、これは2年の普通科になります。その二つ下、清水の現社316ですが、これは3年の福祉科と、あと普通科になります。一番下の山川の政経316ですが、これは3年の普通科になります。

11ページに移らせていただきます。上から3番目の数研の数Ⅲ322、こちらは3年の普通科、その二つ下の実教、数A322は、2年の生活科学科、そして、下のほうに行きまして、数研の数B325、こちらは2年の普通科になっております。

【小田嶋教育長】

あと、20ページでしたかね。

【山中カリキュラムセンター指導主事】

20ページは、幸高校の第1部の使用教科用図書の候補になっておりますが、幸高校では令和4年度の入学生は2年以上で家庭科を行いますので、こちらには家庭科の候補が載っておりませんという状況になっております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

【高橋委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

高校は本当に教育課程が大変複雑ですので、分かりにくい部分があるかと思うのですが、今、御指摘があったようなところは、また来年の改善をお願いしたいと思います。

ほかに、高校の教科書について。

岩切委員。

【岩切委員】

細かい質問で恐縮ですけれども、37ページ以降の川崎市立川崎総合科学高等学校の科学科の英語の教科書についての質問になります。1年生は、論理とコミュニケーションで第一といいずなが選ばれております。44ページのところを拝見しますと、三省堂、それから、3年生は45ページの上から一つ目で東京書籍になっております。したがって、結構分かれていますけれども、先生方の御負担がないのかなというのがちょっと気になったので、こういうふうに分かれた背景とか何かあれば教えていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【山中カリキュラムセンター指導主事】

教科用図書につきましては、高等学校はそれぞれの学校の目指す方向性ですとか、それぞれの学科が目指す方向性によって、教科用図書の採択候補を上げておりますので、例えば、現行の学習指導要領で使っていた教科用図書の出版社と、令和4年度の子たちから採用候補としたい教科用図書が異なる場合もございます。それぞれの生徒に適したものを学校の教員たちが調査研究しておりますので、それぞれの専門性を生かして、同じ教科書の出版社でなくても現場の教員が工夫して取り組んでいく状況になっておりますので、その旨、教科用図書の出版社が異なるということを高等学校ではそれも踏まえて授業研究等行っております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

感想ですけれども、事前に市民の皆様からのアンケートの結果を拝見していましたところ、現場の先生方の使いやすさであるとか、それから御意見とか、そういうものを十分に踏まえるようにというようなアンケートがかなり私は印象に残っております。

それで、今、改めて議案第18号を拝見して、それぞれの先生方が本当に生徒たちにとって、よいテキストを選ぼうということで、非常に綿密に調査研究をされてきたというようなことを改めて、今、感じまして、お礼を申し上げるとともに、これから教科書が決まりましたら、本当に子どもたちのために、生徒のために先生方が協力しながら生徒と一緒に学びながら、よい授業を展開していただきたいと改めて思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

高校の場合は、大学受験という大きな課題もありまして、なかなか授業を新学習指導要領に沿って変えていくには、少し時間がかかるということで、たしか審議会の中でもそんな意見があったかなと思うのですが、高校の生徒たちというのは社会につながる大変近い位置にいて、単なる知識とか学力だけではなく、大きく変化していく社会の中で、真に生きて働く資質能力を育てて高めていく必要が今後ますます必要になってくるかなと思います。

今、頂きました御意見とか感想を含めまして、各学校では生徒たちの未来を展望しながら、ぜひ新しい教科書をよりよく活用していただくことを期待したいなというふうに思っています。

それでは、各委員からの御意見等も踏まえまして、議案第18号は議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第18号は議案書の一覧表のとおり採択いたします。

議案第19号 令和4年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）

議案第20号 令和4年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）

議案第21号 令和4年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

議案第22号 令和4年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

【小田嶋教育長】

次に、議案第19号「令和4年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）」、議案第20号「令和4年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）」、議案第21号「令和4年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」、議案第22号「令和4年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」、これら議案4件につきましては、いずれも特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の議案となりますので、議案4件を一括して審議したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案4件を一括して審議いたします。

議案第19号から第22号の議案4件の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【岩丸指導課担当課長】

それでは、議案第19号から第22号までについて御説明させていただきます。

初めに、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について、御説明させていただきます。左上に議案第19号から第22号までと書かれた資料をごらんください。

「1 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する法律」についてですが、教科用図書は、学校教育法第34条第1項に基づく「検定済教科書」と呼ばれる文部科学大臣の

検定を経た教科用図書、「著作教科書」と呼ばれる文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと規定されておりますが、特別支援学校並びに特別支援学級においては、学校教育法附則第9条に基づき、文部科学大臣の定めるところにより、「附則第9条図書」と呼ばれる学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができます。

これらの法律の規定に基づき、特別支援学校並びに特別支援学級で使用する教科用図書は、次の「2 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の種類」(1)から(3)までの3種類となります。(1)は、学校教育法第34条第1項に基づく検定済教科書でございます。(2)は、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じて文部科学省が作成した著作教科書でございます。(3)は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書で、市販されております絵本等の一般図書や下の学年用の検定済教科書、下の学部用の☆本、障害等のある児童生徒のための検定済教科書を原典とする拡大図書及び点字図書でございます。

次に、「3 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書一覧」をごらんください。こちらは、議案ごとに該当する学校をお示ししたものでございます。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する説明は以上でございます。

それでは、各議案の御説明をさせていただきます。

初めに、議案第19号をごらんください。議案書の1ページは特別支援学校小学部、2ページは特別支援学校中学部の検定済教科書の採択希望一覧でございます。特別支援学校小中学部につきましては、検定済教科書を使用して教育を行う場合、本市市立小中学校と同一の検定済教科書を使用しますので、議案第15号、第16号にございます採択希望図書と同一の教科用図書の採択を行うものでございます。

続きまして、議案書の3ページをごらんください。高等部につきましては、特別支援学校高等部用の教科書目録が作成されていないため、文部科学省発行の令和4年度使用「高等学校用教科書目録」から、学校における調査研究に基づき、毎年度、使用する教科用図書を選定しております。

続きまして、議案第20号をごらんください。こちらは、文部科学省発行の「令和4年度使用特別支援学校用小・中学部教科書目録」に搭載されております教科用図書を障害種別、小中学部別に一覧にしたものでございます。

議案書の1ページをごらんください。主に聴覚障害の児童生徒が使用いたします教科用図書の採択希望一覧でございます。上の表は、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級において、言語指導を行うための教科用図書でございます。下の表は、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級において、言語指導を行うための教科用図書でございます。

議案書の2ページをごらんください。主に知的障害の児童生徒が使用いたします教科用図書の採択希望一覧でございます。上の表は、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級用の教科用図書でございます。下の表は、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級用の教科用図書でございます。知的障害を有する児童生徒の障害の程度は、一様ではないために教科用図書の学年指定は弾力化され、☆印の数で学習内容の程度を表しております。

続きまして、議案第21号をごらんください。学校教育法附則第9条教科用図書につきましては、特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級において特別の教育課程を編成する際、検

定済教科書、文部科学省著作教科書の使用が適当でない場合に使用するものであり、児童生徒の障害の状況や発達段階等に合った図書を採択する必要があるため、各学校の校内調査研究会で十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を選定しております。

最後に、議案第22号をごらんください。議案書の1ページをごらんください。特別支援学校高等部で使用する学校教育法附則第9条教科用図書につきましても、議案第21号と同様に各学校で十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を選定しております。

以上、令和4年度に使用いたします。特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択について御説明いたしました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

議案第19号から22号まで、一括して説明をいただきました。

質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員。

【田中委員】

どうもありがとうございました。

二つほどあるのですが、一つずついきたいと思います。

一つ目は、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒の教科用図書を選定する際、どのような点に注意して選定しているのかを教えていただきたいと思います。

【高山指導課担当課長】

御質問ありがとうございます。

川崎市では、特別支援学校及び特別支援学級におきまして、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに的確に応える教育を行うことが大切であるということから、個別の指導計画の作成に力を入れてございます。この個別の指導計画の中で、児童生徒の教育的ニーズを把握し、学習内容と手だてにつきまして記載してまいりますので、児童生徒一人ひとりが使用する教科書なども可能な限りこれらの内容に即したものを選ぶようにしてございます。また、具体的には、担当教員等が教科書展示会等で実物を見ながら、これらの情報を基に校内でも検討委員会を行ってございます。

学校の中で交流及び共同学習などにも配慮すること、さらに教科用図書の選定には保護者との情報共有も適切に行っているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。今、1個目ですね。

【田中委員】

ありがとうございました。よく分かりました。

【小田嶋教育長】

もう1点です。

【田中委員】

もう1点は、特別支援学級に在籍する児童生徒の中で、通常の学級で交流授業に参加する場合は、どのような教科用図書を選定するのでしょうか。

【高山指導課担当課長】

特別支援学級に在籍する児童生徒が、通常の学級の授業で交流及び共同学習を行う際に、どの教科でどの場面で交流及び共同学習をするのかなどを保護者、本人、それから学級担任等が確実に、的確に確認をさせていただきまして、教科用図書の選定をしてございます。

授業に参加する際には、特別支援学級に在籍する児童生徒の多くが、通常の学級の児童生徒と同様の教科用図書を用いて学習を進めているところでございます。

以上です。

【田中委員】

ありがとうございました。

きめ細かい対応をしていただいていることが分かりました。引き続き、それぞれの教育ニーズに対応した形で進めていただければありがたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

マイクの調子がちょっと悪くて、お聞きづらい点があったと思いますが、どうも申し訳ございません。

ほかにはいかがでしょう。

高橋委員。

【高橋委員】

今の田中委員の御質問の回答への質問ですけれど、担当教員の先生方が教科書展示会等で実物を見ながら、子どもたち一人ひとりに合ったものをというのは、いわゆる9条教科用図書のことでよね。

はい、分かりました。

【高山指導課担当課長】

そうでございます。失礼いたしました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては、1件ずつ行います。

まず、議案第19号について、議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第19号は、議案書の一覧表のとおり採択いたします。

次に、議案第20号について、議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第20号は、議案書の一覧表のとおり採択いたします。

次に、議案第21号について、議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第21号は、議案書の一覧表のとおり採択いたします。

次に、議案第22号について、議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案22号は、議案書の一覧表のとおり採択いたします。

6 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(11時23分 閉会)